

給与計算事務・社会保険事務に係る 改正のあらまし

2007年4月

日本実業出版社

◎健康保険の標準報酬月額および標準賞与額の改正

健康保険の「標準報酬月額」は、「1級（98,000円）～39級（980,000円）」となっていたのですが、平成19年4月より上限・下限にそれぞれ4等級追加され、「1級（58,000円）～47級（1,210,000円）」となりました。

また、健康保険の「標準賞与額」の上限は、「1回につき200万円」となっていたのですが、平成19年4月より「年度の累計額540万円」と改正されました。

◎介護保険料率は従来どおり

平成19年度の介護保険料率（政府管掌健康保険の場合）は、平成18年度と変わらず「1,000分の12.3」のままです。

◎傷病手当金、出産手当金についての改正

①傷病手当金、出産手当金の支給額は、「標準報酬日額の6割相当額」から「標準報酬日額の3分の2に相当する額」に引き上げられました。

②任意継続被保険者にも傷病手当金および出産手当金が支給されていましたが、この制度は廃止されました。

③一定の条件を満たした人の場合には、被保険者資格を喪失後も出産手当金が支給されていましたが、この制度は廃止になりました。

上記①～③の改正は、いずれも平成19年4月より適用になりますが、②、③については経過措置があります。

◎雇用保険率の改定

平成19年4月より、雇用保険率が引き下げられました。

- 一般の事業……1,000分の15（改定前1,000分の19.5）
- 農林水産・清酒製造業の事業
……1,000分の17（改定前1,000分の21.5）
- 建設業の事業…1,000分の18（改定前1,000分の22.5）

なお、引下げ幅は事業主負担分が1,000分の2.5、被保険者負担分が1,000分の2です。

◎労働保険の年度更新時の改正

平成19年度の労働保険の年度更新より、石綿（アスベスト）健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まります。労災保険適用事業所はすべて対象となり、料率は「賃金総額×0.05/1,000」です。

◎所得税、住民税の改正

①平成19年分より、所得税率は「10%～37%の4区分」から「5%～40%の6区分」に改正になっています。

②平成19年（度）分より、定率減税が廃止されました。

なお、上記①、②の改正により、所得税の「源泉徴収税額表」も変更になっています。毎月の給与や賞与から源泉徴収を行なう場合には注意してください。

③平成19年度分より、住民税率は「5%～13%の3区分」から「一律10%」に改正されました。

④平成19年分より、「損害保険料控除」は「地震保険料控除」に改組されました。ただし、平成18年以前に契約した長期損害保険については、従前どおり損害保険料控除が適用されます。

(No.3577 ⑩～⑪、3579 ⑧、3606 ⑥、3676 ⑨～⑪、3677 ⑨～⑪、4147 ①)